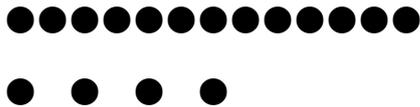


議案第 28 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方



2 損害賠償の額及び和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し衣服及び腕時計の破損に係る損害賠償金として 7, 970 円を、その他の損害に係る損害賠償金として 14, 579, 089 円を支払う。
- (2) 上記損害賠償金を受領した場合、その余の請求を放棄し、市に対し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求又は訴訟の提起を行わない。
- (3) 将来、後遺障害等級 10 級 10 号を超える後遺症が認定された場合には、市と相手方で別途協議する。

3 経緯

平成 28 年 6 月 2 日、市職員が庁用車を後退させたところ、道路を歩行中の相手方と庁用車が接触し、相手方が転倒した。これにより、相手方は、左肘関節脱臼開放骨折のけがを負い、衣服及び腕時計を破損した。

平成31年2月25日提出

佐倉市長 蕨 和 雄